資料１

（仮称）再エネ条例について

苫小牧市環境衛生部
ゼロカーボン推進室

他自治体における再エネ条例の制定状況

○ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「FIT法」という。)に基づき、2012年に再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されて以降、太陽光を中心に再生可能エネルギー発電設備の導入が拡大している。

○ 一方で、再エネ発電事業者に関する地域トラブルが増えており、全国自治体の4割超が設備導入に起因するトラブルを抱えていたとする調査結果（総務省）が出るなど、懸念も高まってきたことにより、近年では再エネの条例やガイドライン等の再エネ設備設置基準の制定が増加している。

○ 北海道においては、再エネ設備の設置基準に関する条例及びガイドラインの制定自治体は、2015年以前は条例が1自治体、ガイドラインが2自治体にとどまっていたが、2016年以降増加傾向にあり、2022年度には条例が17自治体、ガイドラインが35自治体において制定されている。

釧路湿原国立公園周辺で建設が進む大規模太陽光発電

出典：北海道新聞デジタル

北海道における関連条例・ガイドラインの制定自治体の推移

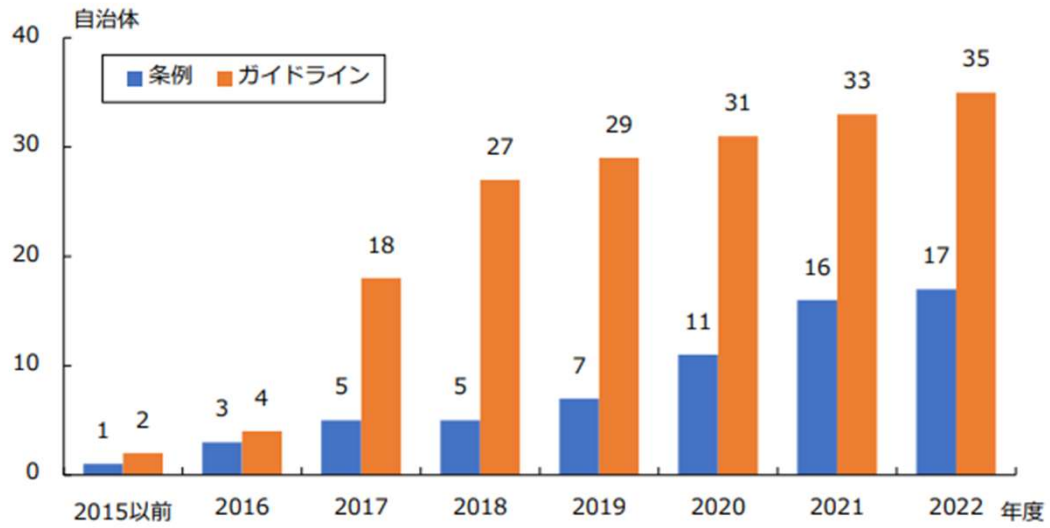

出典：「北海道における再エネ条例等の制定状況」（北海道経産局、2023年1月）

苫小牧市における太陽光発電のポテンシャル

○ 苫小牧市は、製紙や石油精製、自動車関連産業をはじめとしたものづくり産業の集積地であることに加え、苫小牧港と新千歳空港を擁するダブルポートシティとして、物流拠点やエネルギー供給基地の機能を有しており、近年は、太陽光発電所などの再生可能エネルギーの集積も進んでいる。

○ 道内の中では積雪量が少なく利用可能な平地が多いことから、メガソーラーといった産業用太陽光発電（10kW以上）のポテンシャルが高く、固定価格買取制度（FIT）の認定導入量は、北海道内トップである。

○ 苫小牧市においては、これまで再エネ発電事業者による大きなトラブルはなかったが、太陽光や風力発電設備等の建設に関する問い合わせが多い状況である。

○ ゼロカーボンシティの実現に向けて、再エネの最大限の導入促進を図りながら、今後のトラブルを未然に防ぐためには、開発による環境への重大な影響を回避・低減するための一定のルール作りが必要である。

市内における主なメガソーラー関連施設

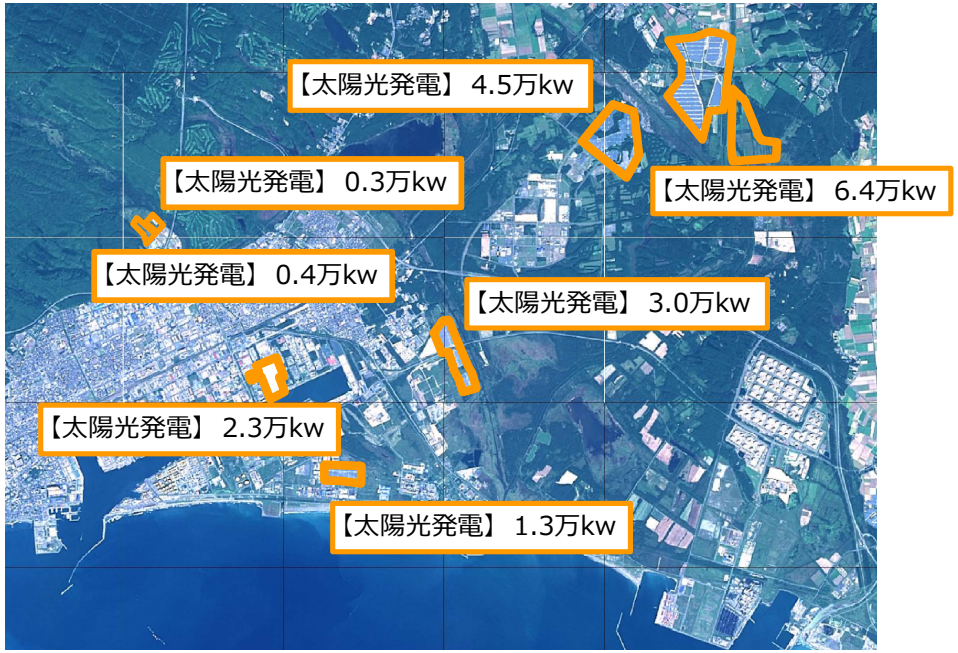

出典：各社HP・公表資料等より作成

道内における太陽光発電FITの認定導入量　TOP10（2022年12月末時点）

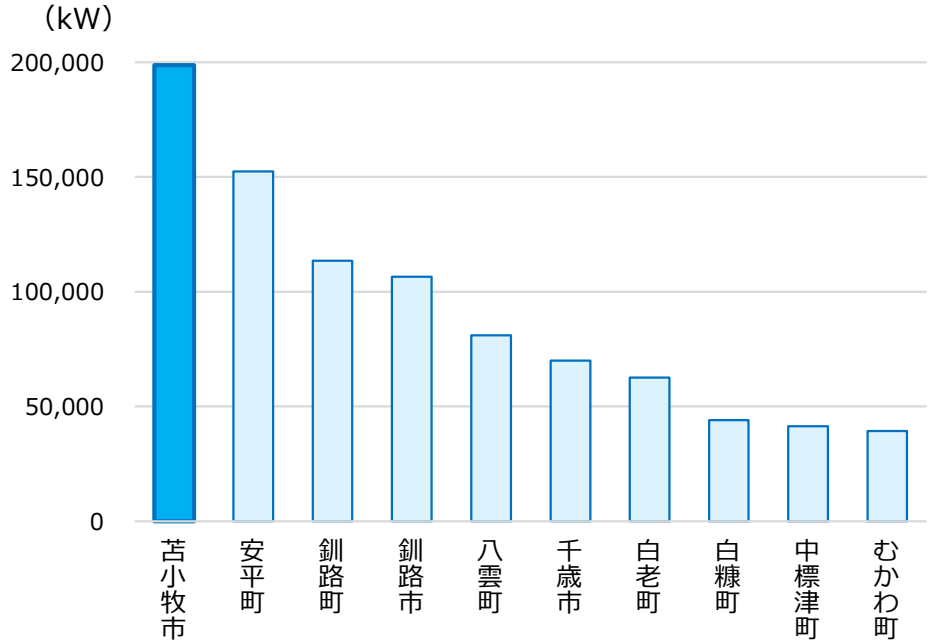

出典：資源エネルギー庁再生可能エネルギー発電設備電子申請サイトより作成

苫小牧市再生可能エネルギー適正導入支援マップ（2024年3月公表）

苫小牧市
TOMAKOMAI CITY HOKKAIDO

目　的　：　苫小牧市におけるゼロカーボンシティの実現に向けて、再生可能エネルギーの最大限の導入促進と自然環境や生活環境の保全との両立を図っていくため、調和のとれた再生可能エネルギー施設の導入を支援することを目的としたマップ。

法令や環境・社会面から、再生可能エネルギー施設の立地に際して保全や調整が必要となる様々な関連情報を地図上で重ね、立地を促進しうる「促進検討エリア」、導入は可能であるが調整事項のある「調整エリア」、防災・環境保全を最優先とする「環境保全エリア」を示す。

風力発電

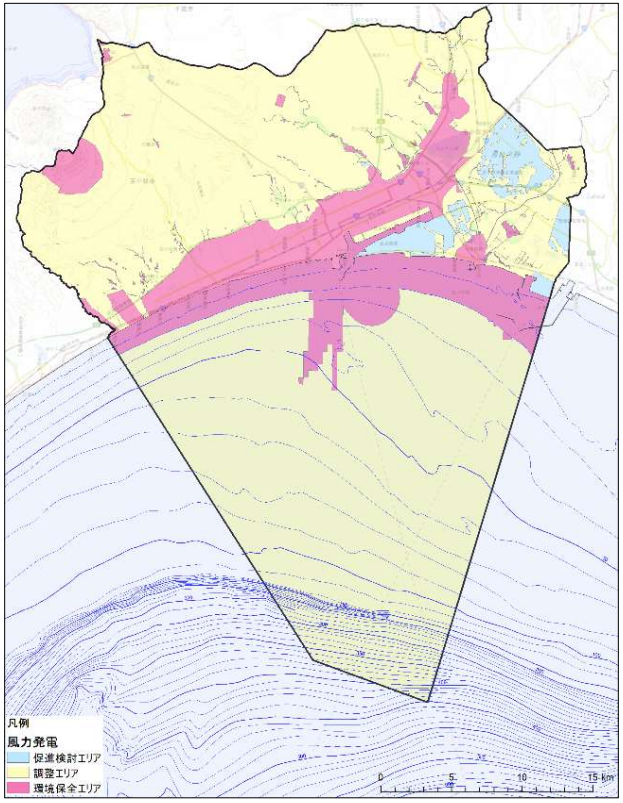

太陽光発電

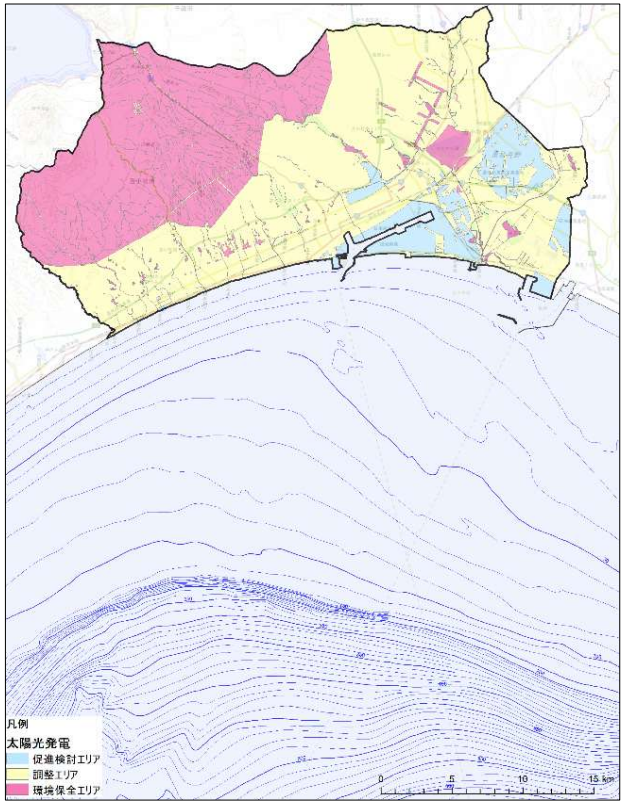

【エリア種別と位置づけ　マップ上での配色】

【　促進検討エリア　】
（導入を促進しうるエリア）
- 環境・社会面からの制約が少ないエリア

【　調整エリア　】
（環境、地域社会との調和を図ることで導入が可能なエリア）
- 農地や保安林などの法的に許可あるいは届出等が必要とされているエリア（環境保全エリアを除く）
- 自然環境や生活環境の保全を重視しているエリア
- 先行利用者、管理者等の関係者との協議、合意形成を要するエリア

【　環境保全エリア　】
（防災・環境保全を最優先とするエリア）
- 法令等により立地困難、重大な環境影響が懸念されるなど、防災、環境保全を最優先とするエリア

周辺自治体の事例＜白老町、厚真町、安平町＞

	白老町	厚真町	安平町
名称（制定年月）	白老町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（令和5年6月）	厚真町太陽光発電の設置に関する条例（令和2年9月）	陽光発電施設の設置に関する条例（令和2年12月）
目的	豊かな自然環境、美しい景観及び町民の安全で安心な生活環境の保全と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るために、再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関して必要な事項を定めることにより、自然環境等に配慮した豊かな地域社会の発展に寄与することを目的	太陽光発電施設の設置及び管理について必要な事項を定めることにより、太陽光発電事業と地域との共生を図り、もって町民の安全で安心な生活環境の確保並びに良好な自然環境の保全を図ることを目的	太陽光発電施設の設置及び管理について必要な事項を定めることにより、太陽光発電事業と地域との共生を図り、もって町民の安全で安心な生活環境の確保及び良好な自然環境の保全を図ることを目的
基本理念	再生可能エネルギー発電事業は、町、事業者、町民その他関係者の相互の密接な連携の下に、地域の活力の向上及び持続的な発展を図る	-	-
定義	各種用語の定義付け	各種用語の定義付け	各種用語の定義付け
対象施設	発電出力が10kW 以上の再エネ発電事業（建築物の屋根・屋上は除く）	発電出力が10kW 以上の太陽光発電施設（建築物の屋根・屋上、自家消費、敷地内は除く）	発電出力が10kW 以上の太陽光発電施設（建築物の屋根・屋上、自家消費、敷地内は除く）
責務	町、事業者、土地所有者、町民	町、事業者	町、事業者
禁止区域	災害の防止、自然環境等の保全又は再生可能エネルギー事業の地域との共生のため禁止区域を設定	災害の防止、良好な自然環境、住環境等の保全のため禁止区域を設定	災害の防止、良好な自然環境、住環境等の保全のため禁止区域を設定
事前協議	義務	義務	義務
周辺関係者への説明	義務	義務	義務
届出	事業計画（協定）、工事完了、廃止	事業計画、工事完了、廃止	事業計画、工事完了、廃止
標識の掲示	義務	-	-
維持管理	義務	義務	義務
報告徴収、立入調査	町長権限	町長権限	町長権限
事業の承継	届出が必要	-	-
指導、助言及び勧告	町長権限	町長権限	町長権限
国等の特例	-	国又は地方公共団体の事業は適用除外	国又は地方公共団体の事業は適用除外
公表	町長権限	-	-
委任	施行に関し必要な事項は、規則で定める	施行に関し必要な事項は、規則で定める	施行に関し必要な事項は、規則で定める

【条例名称】　（案）苫小牧市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例

目的	この条例は景観、豊かな自然環境及び市民の安心・安全な生活環境の保全並びに地球温暖化防止対策となる再エネ発電事業推進の調和を図るために必要な事項を定めることにより、市民、事業者、土地所有者及び市が連携して、市民の安心・安全及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。
基本理念	美しい景観、豊かな自然環境及び良好な環境は、これまで先人が大切に守り育ててきた市民全体の共通財産であり、この環境を将来の世代に引き継いでいくために、市民、事業者、土地所有者及び市が連携して、その保全及び活用が図られなければならない。
定義	各種用語の定義付けを示す。
対象施設	発電出力が10kW 以上の太陽光発電施設（建築物の屋根・屋上・壁面は除く）及び高さ15m以上の風力発電施設を示す。
責務	苫小牧市、市民、土地所有者、事業者の責務を示す。
禁止区域	法令等による規制等で再生可能エネルギー発電設備の設置が困難エリアを示す。（例）苫小牧市自然環境保全地区
事前協議	施設の設置前に市と事前協議を行うことを義務付ける。
周辺関係者への説明	施設の設置前に周辺住民等への説明会等の開催を義務付ける。また、事業者は、周辺関係者の理解が得られるよう努めなければならないとする。
届出	条例の適用を受ける発電事業に、事業計画の届出、工事完了届、廃止等が義務付ける。
事業の承継	事業者から地位を承継した者の届出を義務付ける。
維持管理	災害又は生活環境等の保全上に支障が生じぬよう、太陽光発電施設及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう維持管理を義務付ける。
報告徴収、立入調査	市長権限で報告又は資料の提出、立入調査を求めることができることを示す。
指導、助言及び勧告	市長権限で事業者に対して、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことできることを示す。
国等の特例	国又は地方公共団体の事業は適用除外することを示す。
委任	施行に関し必要な事項は、ガイドラインで定めることを示す。

（仮称）再エネ条例制定までのスケジュール

＜スケジュール＞

令和6年度中の（仮称）再エネ条例の制定を目指す。詳細については環境審議会部会で議論していく。

令和６年									令和７年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
骨子作成	審議会		部会			部会	審議会	議会素案提出	パブコメ	議会成案提出	